

○上越教育大学プレースメントプラザ規則

(平成31年3月22日規則第11号)

最終改正 令和3年11月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第12条の5第2項の規定に基づき、上越教育大学プレースメントプラザ(以下「プレースメントプラザ」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プレースメントプラザは、学生及び卒業生・修了生の就職に関する指導・支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 プレースメントプラザは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就職指導・支援に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 就職情報等の収集・分析・提供に関すること。
- (3) 卒業生・修了生への就職情報の提供に関すること。
- (4) 内部質保証に関すること。
- (5) その他就職支援に関すること。(組織等)

第4条 プレースメントプラザは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) プレースメントプラザ室長(以下「室長」という。)
- (2) 国立大学法人上越教育大学特任教員規程(平成19年規程第27号)第6条第1項第2号に定める特任教員
- (3) その他必要な職員

2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、プレースメントプラザの業務を統括する。

(事務の処理)

第5条 プレースメントプラザに関する事務は、学生支援課において処理する。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、プレースメントプラザに関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 上越教育大学プレースメントプラザ設置要項(平成27年3月24日学長裁定)は、廃止する。

附 則(令和2年規則第6号(令和2年3月11日))

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第8号(令和3年11月24日))

この規則は、令和3年11月24日から施行する。